

地方議会議員 ハンドブック

第2次改訂版

全国市議会議長会 著



きょうせい

はじめに

我が国では、出生数の激減と超高齢化の進展により、本格的な人口減少時代を迎え、また、近年の情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展は、経済社会の仕組みに劇的なデジタル変革をもたらしています。さらに、3年を超える新型コロナウイルス感染症のまん延は、地域の住民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼしており、ポストコロナを展望した地域再生の取組みを強化する必要があります。

このような中、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割はますます大事になります。住民とのコミュニケーションをより深めながら、監視機能・政策形成機能の強化、デジタルへの対応など不断の議会改革に取り組み、議会に対する住民の理解と信頼の向上を図っていく必要があります。その際、地方自治法はもとより、会議規則及び委員会条例等のルールに則った適正な議会運営に努めることが求められます。

本書は、地方議会関係者の方々からの要望を受け、地方議会のしくみや議事の流れを分かりやすく解説し、議会での活動のポイントをまとめたハンドブックとして、平成19年6月に発刊しました。平成29年6月の改訂版を経て、このたび、災害等による開会日の変更や委員会のオンライン開催など、最新の地方自治関係法令及び行政実例に対応した第2次改訂版を刊行することといたしました。

本書の構成は、大きく「議会の基本」「本会議の運営」「委員会の運営」に分け、できるだけ平易な記述とし、読みやすいよう2色刷としております。

本書が地方議会議員の方々、議会事務局をはじめとする関係機関の方々に身近なハンドブックとしてご活用いただき、地方分権の時代にふさわしい活力ある地方議会の運営につながれば幸いです。

令和5年5月

全国市議会議長会

事務総長 橋本 嘉一

地方議会議員ハンドブック 第2次改訂版

はじめに

第1章 議会の基本

1	議員の定数	2
2	議員の選挙	3
3	議員の身分の得喪	5
4	任期	6
5	兼職禁止	7
6	兼業禁止	8
7	議員の権利	10
8	議員の義務	11
9	議会の権限	11
	■議決権	11
	■監視権	27
	■選挙権	27
	■自律権	28
	■意見表明権	29
10	検査権	29
	■事務検査	29
	■事務監査	31
11	懲罰	31
12	請願と陳情	33
13	意見書提出権	35
14	100条調査	37
15	資格決定	42
16	不信任議決	43

17	自主解散権	45
18	政務活動費	45
19	議員報酬・費用弁償・期末手当	47
20	議員派遣	48

第2章 本会議の運営

1	地方議会の招集と会議の種類	50
2	応招	54
3	会期	56
4	議席	57
5	会議時間	58
6	休憩・延会・休会	59
7	定足数とその例外	61
	■定足数の原則	61
	■再度招集	62
	■出席催告	63
8	開議請求	64
9	議長及び副議長	65
10	議案の種類	67
11	議事日程	70
12	基本的な議案等の審議の過程	71
13	議案等の説明	73
14	説明員	74
15	一般質問と質疑	76
16	緊急質問	78
17	事件の委員会付託と省略	79
18	委員長報告、委員会の中間報告	81

19	討論	83
20	議案の修正	85
21	事件の訂正や撤回	87
22	発言と発言通告書	89
23	議員の発言取消と発言訂正	90
24	表決	92
	■表決に関する原則と議長の裁決権	92
	■表決の種類	94
25	議会の諸原則	96
	■議事公開の原則	97
	■会期不継続の原則	97
	■一事不再議の原則	98
26	除斥	98
27	本会議外部からの意見聴取	100
28	閉会中の継続審査	101
29	本会議の会議録	102

第3章 委員会の運営

1	委員会	106
	■常任委員会	107
	■議会運営委員会	108
	■特別委員会	109
2	委員	111
	■常任委員	111
	■議会運営委員	113
	■特別委員	114
	■委員長	115

■副委員長	116
3 委員長及び副委員長の互選方法	118
4 委員会の招集	119
■委員会の招集	119
■委員会の招集請求	120
5 委員会の会議時間	121
6 委員会の公開	121
7 委員会における会議運営	122
■委員会の定足数	122
■委員会の日程	124
■委員会会議録署名委員	124
■委員会における議案の審査の入り方	125
■委員会における出席説明の要求	127
■提案理由の説明	127
■議案等に対する質疑	128
■委員会における動議	130
■委員会における修正	131
■委員会での討論	132
■委員会での表決	133
■除斥	134
■委員会の欠席	135
8 議長と委員会	135
■議長の委員会への出席及び発言	135
■委員会の招集及び所管事務調査の通知	136
■公聴会開催、委員派遣の承認等	136
9 委員会の特殊形態	137
■連合審査会	137
■小委員会	138

■分科会	138
10 委員会の権限	139
■所管事務調査	139
11 委員会外部からの意見聴取	141
■公聴会	141
■参考人	144
■委員外議員	145
12 閉会中の継続審査	146
13 委員派遣	148
14 中間報告	149
15 委員会報告書	150
16 少数意見	151
17 附帯決議	152
18 再付託及び再審査	153
■再付託	153
■再審査	154
19 委員会の会議録	155
20 秘密会	156
21 発言	157
■委員の発言	157
■委員長の発言	158
■発言時間の制限	159
■質疑及び討論の終結	160
■発言の取消、訂正	160
■執行機関の答弁	161
22 審査期限	161
23 秩序保持に関する措置	162
24 本会議と委員会の関係	163

第4章 協議等の場

協議等の場…………… 166

資料

○地方自治法（第2編第6章及び第7章議会関係条文抜粋）
…………… 170

○標準市議会会議規則 …… 189

○標準市議会委員会条例 …… 214

◆参考文献…………… 219

凡例

●本書においては、下記のとおり略称を使っています。

地方自治法……自治法

公職選挙法……公選法

標準市議会会議規則……標準会議規則

標準市議会委員会条例……標準委員会条例

●本書の内容は、令和5年4月1日現在の法令等によるものです。